



答 申 書

平成21年12月18日

議会改革検討会議

費用弁償は、地方自治法及び条例等に基づき、議員が本会議等に出席した際、それに要した費用として支給されるものであります。

本市の費用弁償は、平成3年に現行の支給額に改正し、約20年が経過していることから、この間の、社会情勢及び経済情勢等の変化に対応したものであるかを検証する必要が生じました。

このようなことから、「議会改革検討会議」を設置し平成21年9月16日の第1回会議以降、16回にわたり開催して現行制度の検証を行うとともに、そのあり方について議論を重ね、この答申を行うに至りました。

本答申が今後の費用弁償制度の適正な運用に資するようご配慮をお願いいたします。

平成21年12月18日

仙台市議会議長 野田 譲 様

議会改革検討会議

座長 西澤 啓文

委員 岡部 恒司

" 村上 一彦

" 斎藤 範夫

" 鈴木 広康

" 嵐峨サダ子

" 石川 建治

1 議会改革検討会議の設置の経緯

地方分権社会の進展に伴い、多様な市民の意見を吸収し、その集約化をはかりつついく議会の役割が益々増大するなか、市民からの期待や信頼に応えるため、費用弁償をはじめとする議会改革に向けた諸課題について検証を行うとともに、より適正な制度構築を図るため、議長の私的諮問機関として平成21年9月7日の各派代表者会議で「議会改革検討会議」の設置が決定された。

2 検討会議における検討経緯

(1) 平成21年9月16日(第1回)

この検討会議では、費用弁償の見直しについて検討し、年内に答申することを確認した。また、会議の運営方針や進め方及び会議の公開等について協議した。

(2) 同年9月25日(第2回)から10月21日(第5回)

費用弁償制度を検討するうえで委員全員が共通認識のもとに議論を進めると、費用弁償の意義及び内容、他都市の支給状況、訴訟の状況等について幅広く協議を重ねた。

また、第2回会議において、会議は原則非公開とするが、会議終了後座長が会議内容について記者会見等で説明することを確認をした。

(3) 11月6日(第6回)から12月17日(第16回)

これまでの協議を踏まえ、具体的に見直し案について検討し、各会派の意見を集約した。

3 費用弁償のあり方について

これまで16回にわたり費用弁償制度の検証及び見直しについて議論を重ねてきた。そのなかで、費用弁償の意義及び内容、他都市の状況、費用弁償をめぐ

る訴訟等について幅広く検証し協議してきた結果、本市の費用弁償は見直すこととし、減額する方向で進むとの見解にいたった。

各委員から、具体案として金額を定めて支給する方法、諸費用及び交通費に相当する一律金額を定めて支給する方法、公共交通機関を利用した場合の実費を支給する方法、距離区分に応じて一律金額を支給する方法及び廃止とする案が示され、その内容を議論した。

そのなかで、最高裁判所に上告された札幌市の費用弁償に係る訴訟の判断を視野に入れる必要があるという意見や、本市の農業委員の費用弁償の額も考慮すべきとの意見も出された。

その結果、ひとつは厳しい財政事情に鑑み、現行の 1/2 の 5,000 円に減額するもの、ひとつは現議員が公共交通機関を利用した際の往復交通費の最高金額 1,400 円に旅費規定に基づく特別職の日当 3,300 円から昼食代相当を差し引いた半分の 1,650 円を諸費用として加えた額を根拠に 3,000 円とするもの、そしてもうひとつが、費用弁償にその他諸費用を含める根拠は見当たらず、公共交通機関を利用した実費支給が合理的であるが交通費計算の事務処理が煩雑なのであれば廃止する、という三つの案に絞られ、これらの案について更なる検討を重ねたが、全会一致には至らなかった。

4 答申

以上の検討経過を踏まえ、現行の費用弁償は次のとおりとする意見が多数に達し、答申するものである。

本市の費用弁償の額は厳しい財政事情に鑑み、現行の 1/2 の 5,000 円に減額とする。